



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 9 日 (金)
第 8 1 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|------------|--|
| ◇ 告 示 | 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (627) (障害福祉課) 2 |
| | 県道の区域の変更 (628) (道路企画課) 2 |
| | 県道の供用の開始 (629) (〃) 2 |
| | 廃川敷地等の発生 (630) (河川課) 3 |
| ◇ 教委告示 | 鳥取県指定有形民俗文化財の指定の一部改正 (30) (文化財課) 3 |
| ◇ 内水面漁管委告示 | コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (5) 4 |
| ◇ 公 告 | 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 4 |
| | 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (〃) 5 |
| | 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 6 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定 (集中業務課) 6 |

告 示

鳥取県告示第627号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称 | 開設者の住所 | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|---------------|---------------|----------------|-----------|------------|
| 有限会社エフエムエルサービス | 鳥取市秋里923-7 | アイ・プラス薬局叶店 | 鳥取市叶289-2 | 精神通院医療 | 平成21年10月1日 |
| 有限会社YURI 代表取締役 進貴志 | 岡山県真庭市中444-11 | ゆり調剤薬局 | 東伯郡三朝町大字山田774 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|---------|-------|---|-----------------|-----------------|
| 鳥取国府岩美線 | 変更前 | 鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで | 5.0~65.1 | 2,308.0 |
| | 変更後 | 鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで | 9.9~197.9 | 1,281.0 |
| | | 鳥取市国府町新井字船山島548-2地先から同市国府町中河原字源門寺谷398-6地先まで | 5.0~65.1 | 2,032.0 |

鳥取県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|---------|--|------------|
| 鳥取国府岩美線 | 鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで | 平成21年10月9日 |

鳥取県告示第630号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び八頭総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 河川の名称
一級河川千代川水系私都川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年10月9日
- 廃川敷地等の位置
八頭郡八頭町福本字土居ノ下179-3、180-3番地
八頭郡八頭町福本字土居ノ下179-3、180-3番地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 3,221.56平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第30号**

昭和45年鳥取県教育委員会告示第17号（鳥取県指定民俗資料の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成21年10月9日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

| 鳥取県指定有形民俗文化財 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------------|------|------------------|------------------|
| 長谷寺の絵馬群 | 内容 | 四国三拾三所図 嘉永七年銘 一枚 | 西国三拾三所図 嘉永七年銘 一枚 |

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

平成21年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月9日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、<u>八頭郡八頭町島の島橋</u>より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(3) <u>八頭町西御門の久能寺堰</u>から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>八頭郡八頭町島の八東川</u>から取水する皆原用水及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(7) <u>八頭郡八頭町皆原の八東川</u>から取水する金崎用水及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>2及び3 略</p> | <p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、<u>八頭町西御門の久能寺堰</u>（以下「久能寺堰」という。）より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(3) 久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> |

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成21年10月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|-----------------------------|------------|---------------------------------|--|-------------------------|-----------|
| | | 採石場の所在地及び面積 | 採取をする岩石の種類及び数量 | 採取の期間 | |
| 三明建設株式会社 代表取締役 中山 千恵美 | 鳥取市長谷825 | 鳥取市長谷字城ヶ谷口822外5筆(158,016平方メートル) | 安山岩 (702,572立方メートル) 凝灰岩 (193,932立方メートル) | 平成21年9月1日から平成26年8月31日まで | 平成21年9月1日 |

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年10月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|----------------------------|---------------|---------------------------------|----------------|--------------------------|------------|
| | | 砂利採取場の所在地及び面積 | 採取をする砂利の種類及び数量 | 採取の期間 | |
| 有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄 | 鳥取市湖山町西一丁目692 | 鳥取市湖山町北四丁目415-1外1筆(1,935平方メートル) | 砂(4,632立方メートル) | 平成21年9月28日から平成22年9月27日まで | 平成21年9月28日 |

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年10月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 砂利採取場の所在地及び面積 | 採取する砂利の種類及び数量 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|----------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------|-------|-------------------------|--------------------------|------------|
| | | | | 変更事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | |
| 有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美 | 鳥取市湖山町西一丁目692 | 鳥取市湖山町北四丁目344-1外2筆(8,760平方メートル) | 砂(40,968立方メートル) | 採取の期間 | 平成20年2月1日から平成21年8月31日まで | 平成20年2月1日から平成21年12月10日まで | 平成21年9月11日 |

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|----------------------------|------------------|---|----------------|--------------------------|------------|
| | | 砂利採取場の所在地及び面積 | 採取をする砂利の種類及び数量 | 採取の期間 | |
| 有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄 | 米子市夜見町 1936-1 | 米子市富益町字 新開拾壺184- 10外5筆 (4,602平方メートル) | 砂(4,234立方メートル) | 平成21年9月24日から平成22年9月23日まで | 平成21年9月24日 |

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤75ミリグラム）
2,550ケース
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成21年9月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5-1
- 5 契約金額 49,158,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 特殊な技術に係る物品等の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220